

# 農地保有合理化事業の概要

【平成19年度版】



財団法人 **福島県農業振興公社**  
<農地保有合理化法人>

URL <http://www.fnk.or.jp>

〒 960-8681 福島市中町8番2号(福島県自治会館内)

TEL 024(521)9846 FAX 024(521)8277



## 農地保有合理化事業の概要目次

|                                |      |
|--------------------------------|------|
| 1 . 農地保有合理化事業とは何か？ .....       | 1 頁  |
| 2 . 農地保有合理化法人とは？ .....         | 3 頁  |
| 3 . 農地保有合理化事業のしくみ .....        | 4 頁  |
| 4 . 農地保有合理化事業の実施地域 .....       | 5 頁  |
| 5 . 農地保有合理化法人による買入協議制の概要 ..... | 6 頁  |
| 6 . 農地保有合理化事業の特例措置 .....       | 8 頁  |
| 7 . 農地保有合理化事業の事業種類 .....       | 10 頁 |
| 8 . 農地保有合理化事業実施の原則 .....       | 11 頁 |
| 9 . 各種合理化事業の詳細 .....           | 12 頁 |
| (1) 農地売買等事業                    |      |
| 一般タイプ .....                    | 12 頁 |
| (2) 担い手支援農地保有合理化事業 .....       | 13 頁 |
| 農用地等貸付事業 .....                 | 16 頁 |
| 農用地等売渡事業                       |      |
| ア 即売り・一時貸付型 .....              | 17 頁 |
| イ 分割払い型 .....                  | 18 頁 |
| 農業生産法人出資事業 .....               | 19 頁 |
| 農作業受委託促進事業 .....               | 20 頁 |
| 簡易な土地基盤整備事業 .....              | 21 頁 |
| 農業用機械・施設導入事業 .....             | 22 頁 |
| 市町村段階の合理化法人への支援 .....          | 23 頁 |
| (3) 農地貸借円滑化事業 .....            | 24 頁 |
| (4) 農地継承円滑化事業 .....            | 25 頁 |
| (5) 農業機械・施設リース事業 .....         | 27 頁 |
| (6) 農地売渡信託等事業 .....            | 28 頁 |
| (7) 農地貸付信託事業 .....             | 30 頁 |
| (8) 農業生産法人出資育成事業 .....         | 31 頁 |
| (9) 特定法人貸付事業 .....             | 33 頁 |
| (10) 農地保有合理化担い手育成地域推進事業 .....  | 34 頁 |
| (11) 県農業公社版集合事業 .....          | 37 頁 |



# 農地保有合理化事業とは何か？

## 1 農地保有合理化事業の意味

### (1) 農地の保有とは？（保有の形態）

農業者が農地を持っているあるいは耕作しているあり方。

自ら所有して耕作している。（所有権/自作）

借り入れて耕作している。（利用権・賃借権/小作）

農作業を受託している。（農作業受託/請負）

### (2) 保有の合理化とは？

農地保有の形態を望ましい方向へ変えていくこと。

その手段は、次の2つです。

どれだけの広さの耕作する土地があるか

規模拡大

分散しているのか集積されているのか

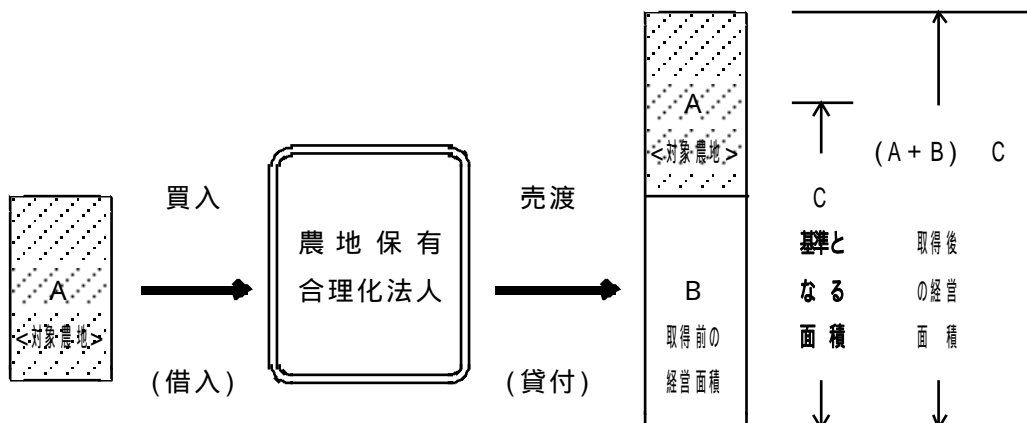
集積化

## 2 農地保有合理化事業とは

「農業経営基盤強化促進法」で位置づけされた農地保有合理化法人が、意欲有る担い手農業者の経営規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を進めるために、自ら農用地の売買や貸借を行い、一定規模以上となる一定年齢以下の中核的な経営体へ取得した権利を再配分する事業です。

〔出し手農業者〕

〔意欲有る農業者〕



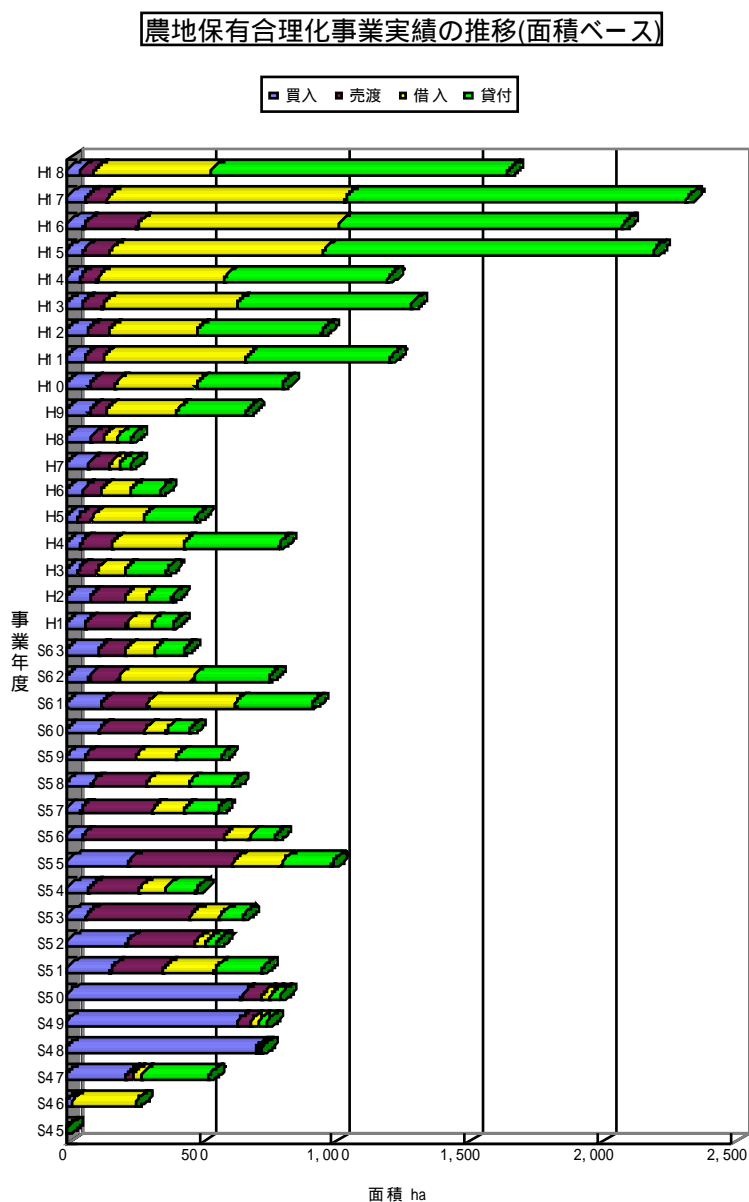
## 3 農地保有合理化事業の必要性

昭和36年に制定された「農業基本法」が先頃40年ぶりに全面改定され、「食料・農業・農村基本法」（新基本法）が平成11年7月に制定されました。

新基本法には4つの柱がありますが、**農地保有合理化事業**は、「農業の持続的な発展に関する政策」の中の「望ましい農業構造の確立」と「農地の確保及び有効利用」を図る重要な政策として位置づけられております。

#### 4 農地保有合理化事業の特徴（他の施策と比較した場合）

- (1) 県農業公社自らが農用地を取得し、受け手農業者に再配分するまでの間、中間的に保有すること。
- (2) 対象農用地は、受け手農業者の規模拡大や集団化に役立つと見込まれる農用地に限られること。
- (3) 再配分は農業経営体育成のため、取得後の経営面積が一定規模以上となる一定年齢以下の受け手農業者に対してのみ行われること。



#### 農地保有の合理化」の語源

この言葉は、農業政策の基本目標と方向を示した宣言法である旧農業基本法の第2条にその源を持つものです。

その意味は、日本の農業の特色ともいわれている農地保有の形態、すなわち、小さくて何力所にも分散している農地を、より効率的な農業生産が展開できるような形態に合理化（経営規模の拡大や農地の集団化）しようということです。

## 農地保有合理化法人とは？

### 1 農地保有合理化事業の実施主体が、農地保有合理化法人です。

#### (1) 県段階「財団法人福島県農業振興公社」（民法第34条の公益法人）

県が定める基盤強化法の「基本方針」において、県の区域を実施区域として合理化事業を行う旨定められていることの要件があります。

#### (2) 市町村段階

市町村（三春町、塙町）

市町村が定める基盤強化法の「基本構想」において、その市町村が合理化事業を行う旨定められていることの要件があります。

県知事から、合理化事業の実施規程の承認を受けることが必要です。

事業実施地域は、各市町村の管内に限られます。

農業協同組合（新ふくしま、伊達みらい、みちのく安達、あぶくま石川、たむら、しらかわ、東西しらかわ、あいづ、会津みなみ、会津いいで、会津みどり、いわき市、ふたば、そうま 総勢14JA）

信用事業を行う総合農協に限られます。（強化法第6条3項）

市町村が定める基盤強化法の「基本構想」において、その農協が合理化事業を行う旨定められていることの要件があります。

県知事から、合理化事業の実施規程の承認を受けることが必要です。

事業実施地域は、各農協の管内（広域農協では実施規程で承認を受けている地域＝市町村の基本構想に位置付けられている地域）に限られます。

現在、本年度中に2JAが合理化法人になるべく推進中です。

市町村公社（民法第34条の公益法人/須賀川市農業開発公社、たていわ農業公社）

市町村が、表決権の過半を占める社団法人又は寄付財産の過半を拠出した財団法人に限られます。

市町村が定める基盤強化法の「基本構想」において、その市町村公社が合理化事業を行う旨定められていることの要件があります。

県知事から、合理化事業の実施規程の承認を受けることが必要です。

事業実施地域は、各市町村の管内に限られます。

1 市町村、農業協同組合及び市町村公社は、同一地域において重複してこの事業を実施することが出来ないことになっております。

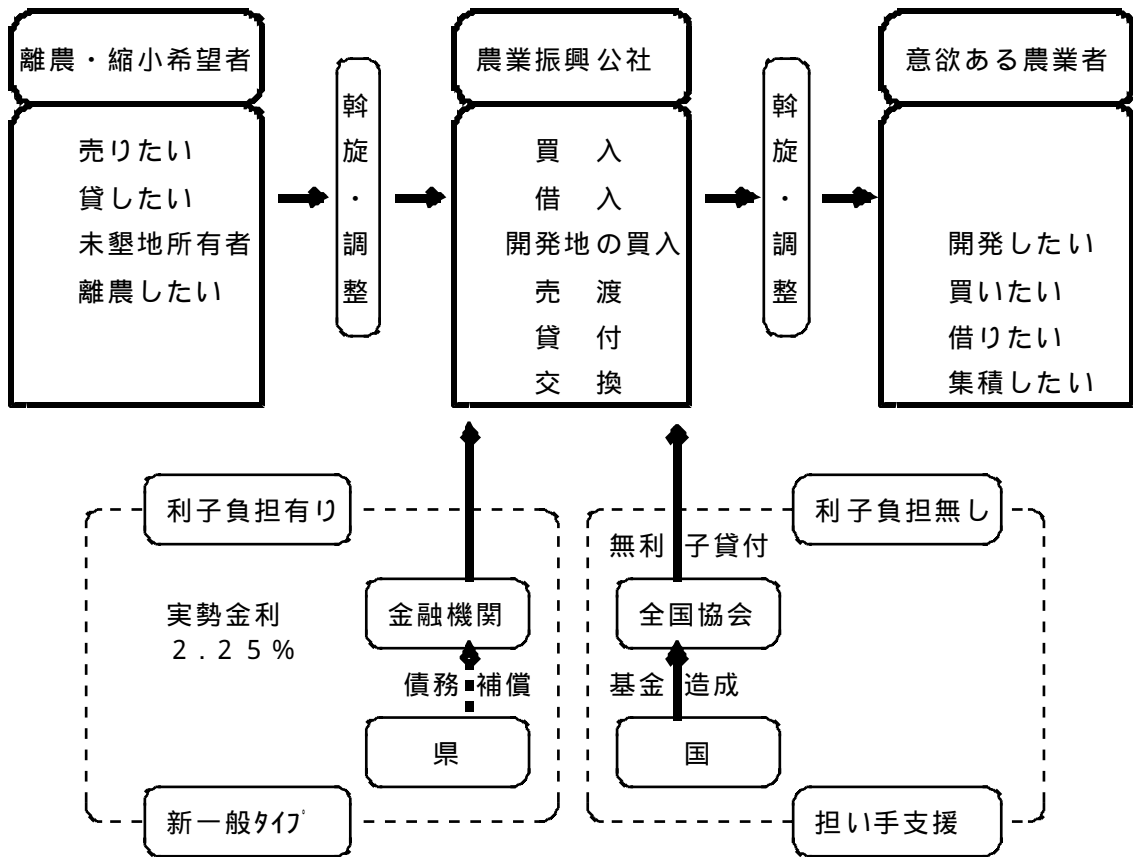
2 市町村段階の農地保有合理化法人は、一部を除き実施規程で貸借事業を行うことになっており、三春町、塙町を除き売買事業ができるのは県農業公社のみです。

### 2 事業発足の経緯

(1) 昭和36年 「農業基本法」制定 農地保有の合理化という言葉誕生

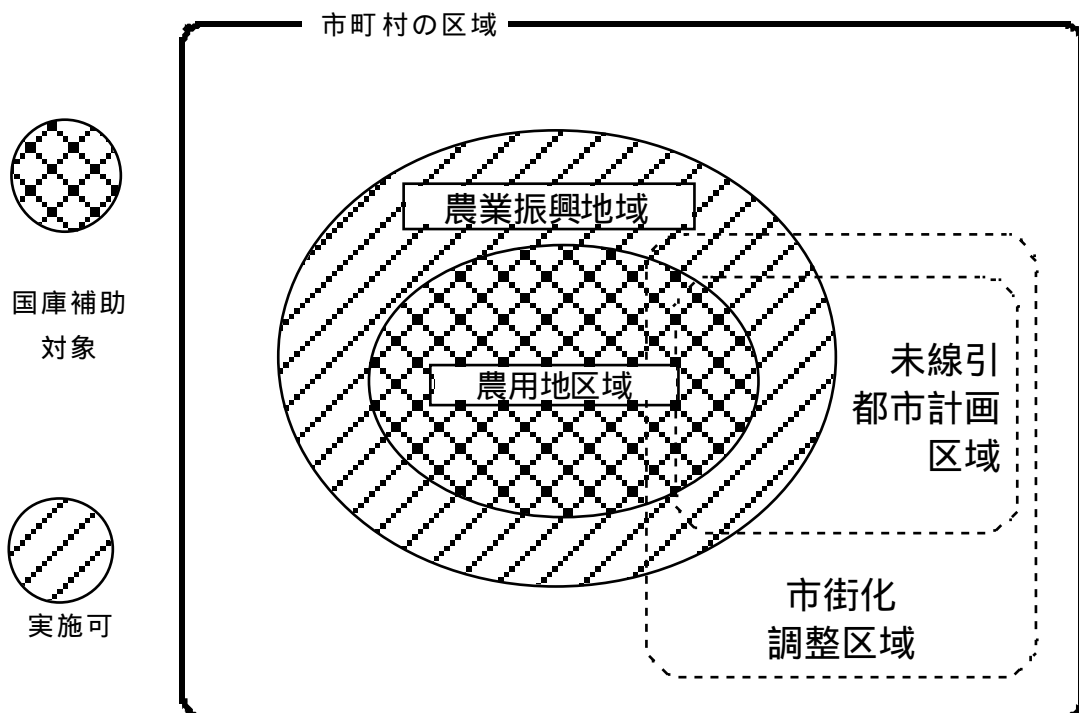
- (2) 昭和 3 7 年 「農地法」改正 最高限度面積緩和、農業生産法人制度化
- (3) 昭和 3 9 年 「農地管理事業団」構想 廃案
- (4) 昭和 4 2 年 「構造政策の基本方針」 農地流動化の促進、構造政策
- (5) 昭和 4 3 年 「農地法」改正案 廃案
- (6) 昭和 4 4 年 「農地法」改正案 継続審議
- (7) 昭和 4 5 年 「農地法」改正 農地保有合理化促進事業発足
- (8) 昭和 5 5 年 「農用地利用増進法」制定 利用権設定等促進事業と合理化事業との一体的推進
- (9) 平成 5 年 「農業経営基盤強化促進法」に増進法を改正  
合理化事業根拠法の組替と農業経営の基盤強化施策上の位置付明確化
- (10) 平成 7 年 「農業経営基盤強化促進法」一部改正 買入協議制の創設
- (11) 平成 1 7 年 「農業経営基盤強化促進法」一部改正 貸付信託制度と特定法人貸付事業の創設
- (12) 平成 1 9 年 「農地保有合理化事業の 3 つの転換」  
「まとまった農地の集積に受けた事業として担い手支援農地保有合理化事業の創設」(国庫補助事業体系の大改正)

## 農地保有合理化事業のしくみ



## 農地保有合理化事業の実施地域

- 1 農地保有合理化事業の実施地域は、「農業振興地域」に限られています。
- 2 国庫補助が行われるのは、原則として「農用地区域」です。  
用途区分の分類は、
  - (1) 農地
  - (2) 採草放牧地
  - (3) 混牧林地
  - (4) 農業用施設用地の4種類に限られています。
- 3 都市計画区域との関連では
  - (1) 「市街化調整区域」内の農業振興地域
  - (2) 「未線引きの都市計画区域」内の農業振興地域



# 農地保有合理化法人による買入協議制度の概要

< 平成 7 年度創設 >

## 1 趣 旨

農地保有合理化事業の積極的な推進を図り、農用地の流動化を更に促進し、効率的、安定的な農業経営体の育成を目的として農用地の利用を集積するため、平成 6 年に農業経営基盤強化促進法が一部改正され、農地保有合理化法人(県農業公社)による農用地の買入協議制度が創設されました。

## 2 買入協議制の内容

- (1) 所有者から農業委員会に売渡の申出があった農用地について、県農業公社を含めた利用調整において認定農業者に対する利用権の設定等が困難な場合であって、県農業公社による買入が必要と認めた場合、農業委員会は市町村長へ買入協議の要請を行うことができます。
- (2) 要請を受けた市町村長は、基本構想に照らし県農業公社の買入が必要と認めた場合には、所有者に県農業公社が買入の協議を行う旨を通知します。  
この通知は、(1)の申出があってから 3 週間以内に行わなければなりません。
- (3) 県農業公社は申出をした所有者と買入の協議を行い、協議が整えば買入を行います。  
この際申出をした所有者は、正当な理由がなければ県農業公社の買入の協議を拒むことが出来ません。また買入協議を行う旨の通知を受けてから 3 週間は、県農業公社以外に当該農用地を売渡すことが出来ません。
- (4) 県農業公社は、買入協議に基づき買い入れた農用地を効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、認定農業者等に売渡します。
- (5) 買入協議制により農用地を県農業公社に売り渡した場合、その譲渡所得に対しては、1 5 0 0 万円の特別控除の適用を受けることができます。

## 3 買入協議制の対象農用地

買入協議の対象となる農用地は、当該農用地を含む周辺地域における農用地の保有、利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対して利用集積をはかることが望ましい農用地です。

具体的には、次のいずれかの農用地です。

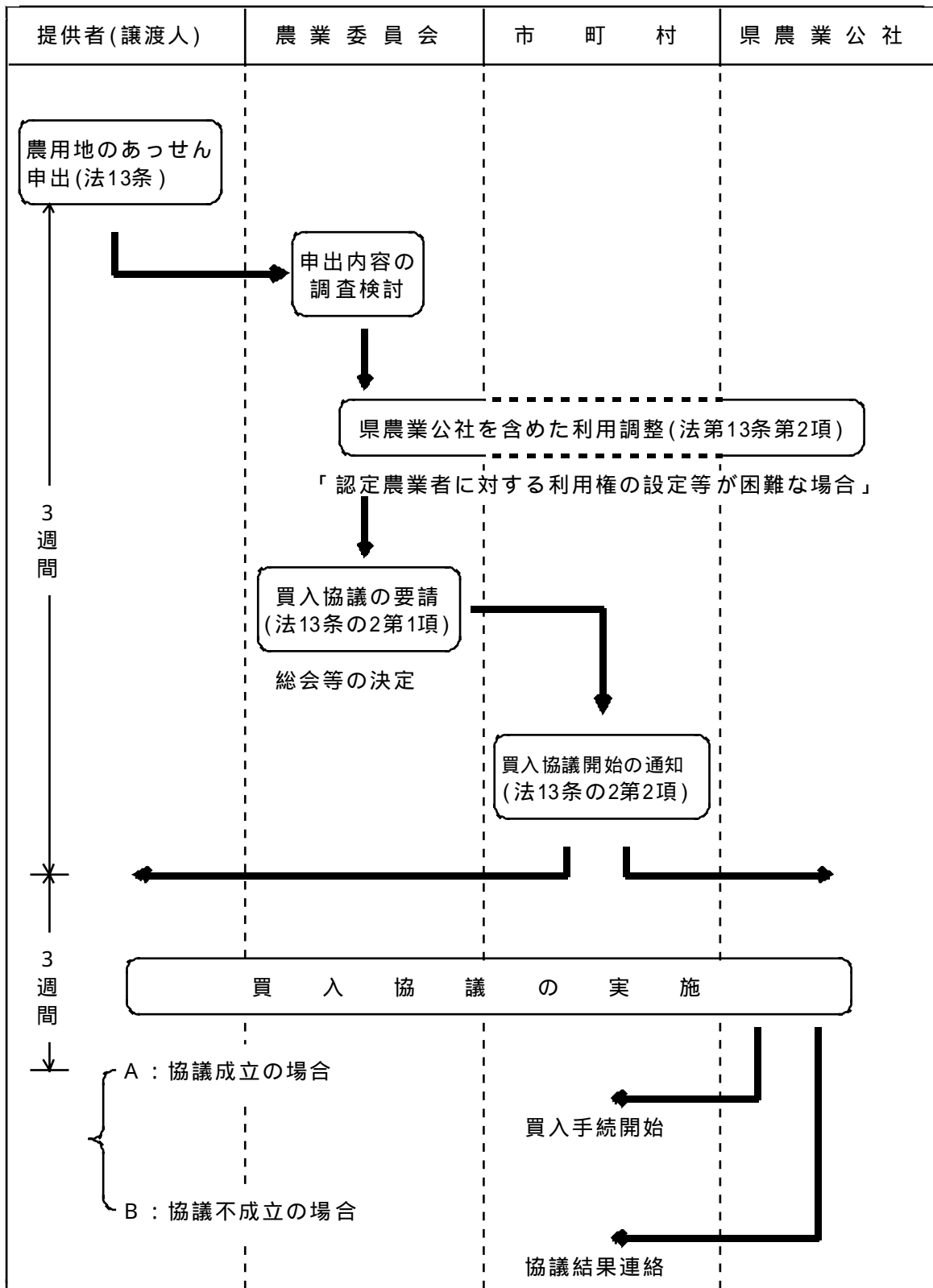
- (1) 土地改良事業が実施された農用地
- (2) 集団的に存在している農用地
- (3) 認定農業者が現に耕作している農地に隣接する農用地

## 4 買い入れた農用地の売渡し

買い入れた農用地は、認定農業者に集積することとされています。

売渡しの際には、原則として買い戻し期間を 5 年とする買い戻しの特約を付します。

## 農業経営基盤強化促進法による買入協議制のしくみ



# 農地保有合理化事業の特例措置

## 1 税制上の特例措置

- (1) 譲渡所得税の特別控除その1 買入協議制〔租税特別措置法第34条の2〕
- |        |  |           |
|--------|--|-----------|
| 長期譲渡所得 |  | 1,500万円控除 |
| 短期譲渡所得 |  | 1,500万円控除 |
- (2) 譲渡所得税の特別控除その2 従来型〔租税特別措置法第34条の3〕
- |        |     |       |                 |
|--------|-----|-------|-----------------|
| 長期譲渡所得 | 一般  | ..... | 控除なし(H16/1/1より) |
|        | 合理化 | ..... | 800万円控除         |
| 短期譲渡所得 | 一般  | ..... | 控除なし            |
|        | 合理化 | ..... | 800万円控除         |
- (3) 登録免許税の特例〔租税特別措置法第77条/平成18年税制改正〕
- |  |     |       |                       |
|--|-----|-------|-----------------------|
|  | 一般  | ..... | 税率 20/1000(時限10/1000) |
|  | 合理化 | ..... | 税率 8/1000(基盤強化法)      |
- (4) 不動産取得税の特例〔地方税法附則第11条〕
- 課税標準額を取得価格の2/3に軽減
- (1)及び(2)については、法人税上の特別控除もあります。

## 2 金融上の特例措置

- (1) 農業経営基盤強化資金(スーパーL)の融資  
 農業経営基盤強化促進法に基づき農業経営改善計画の認定を受け、簿記記帳を行う認定農業者については、農林漁業金融公庫が融資する**低利のスーパーL資金**の融資が受けられます。(平成19年度から3年間は**実質無利子化措置創設**。)
- (2) 経営体育成強化資金の融資  
認定農業者になっていない担い手農業者については、農林漁業金融公庫が融資する**長期・低利の経営体育成強化資金**の融資が受けられます。

## 3 農業者年金法上の特例措置

平成8年4月1日農業者年金法の大幅な改正がありました。

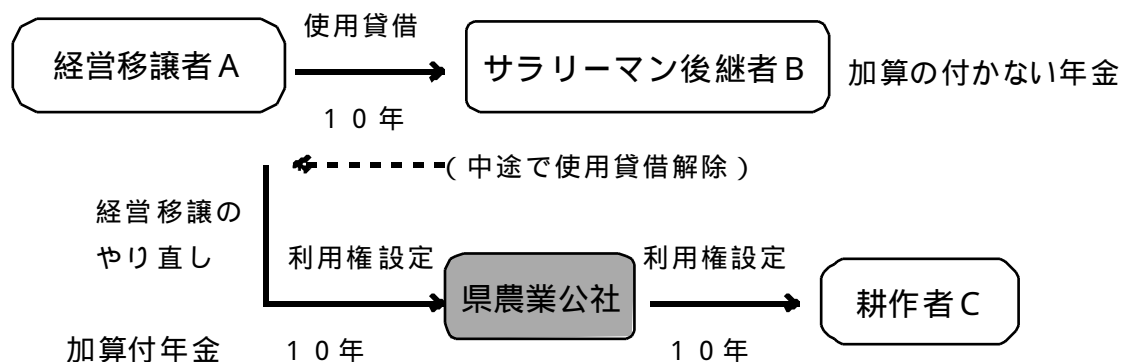
従来より経営移譲年金の取り扱い上、合理化法人たる県農業公社は適格な第三者として位置づけされており、公社に売渡又は貸付けした時点で、移譲年金又は給付金の受給資格が付与されることになっておりましたが、この改正では更に次の3つの重要な拡充がなされております。

- (1) 合理化法人に経営移譲すれば「加算付年金」が受給できます。



- 1 耕作者Cさんの農業者年金加入の如何にかかわらず加算付年金を受給。

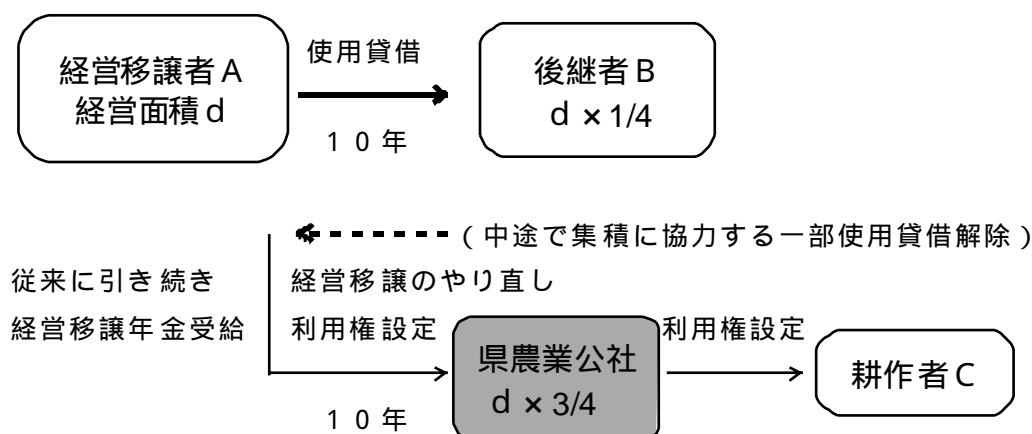
(2) 合理化法人に経営移譲のやり直しを行うと「加算付年金」が受給できます。



1 上記説明と同様。

(3) 合理化法人に特定処分対象農地等を利用権設定により処分しても経営移譲年金が支給停止となりません。

担い手育成地域推進事業等で農地の集団化や集積のため、後継者に使用貸借している農地の一部を県農業公社を通じて利用権設定した場合経営移譲年金は支給停止にならない。



1 上記説明と同様。

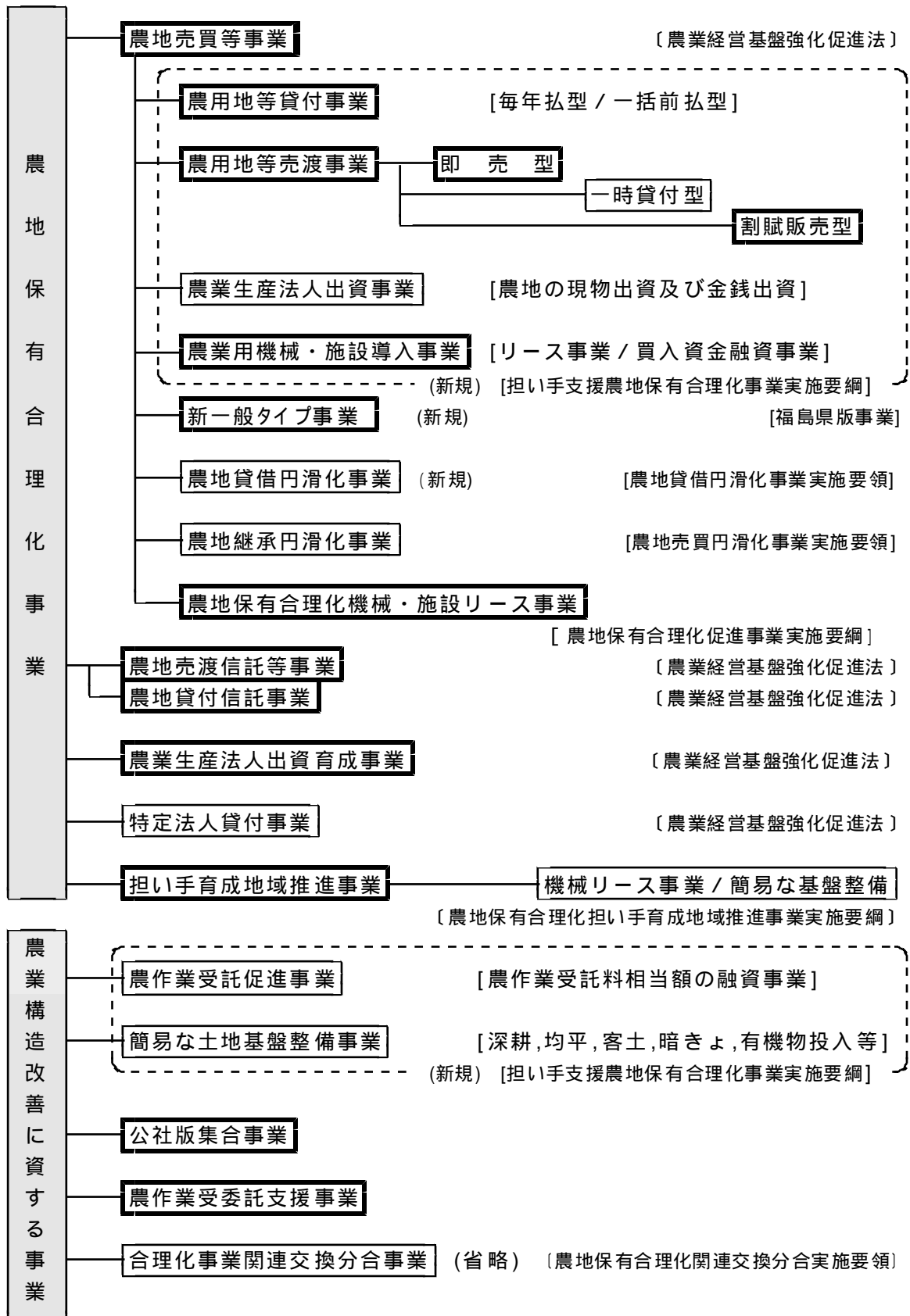
前述のいずれの場合も、次のような要件でサラリーマン後継者と合理化法人とに分割して移譲することが認められており、「加算付」の年金が受給できます。

サラリーマン後継者には4分の1以下を移譲する。

合理化法人には4分の3以上かつ30アール以上を移譲する。

# 農地保有合理化事業の事業種類

平成19年度 改正



# 農地保有合理化事業実施の原則

## 1 実施の原則

県農業公社が農地保有合理化事業を実施する場合には、次のいずれかにより行うこととされています。

- (1) 農地にあつては、農業委員会が行うあつせん。
- (2) 国、県、市町村、農業委員会、土地改良区、農協等の機関・団体からの申出。
- (3) いずれの場合も、利用権設定等促進事業の積極的活用を図ること。

## 2 農用地等の買入

農用地等の買入価格は、時価(通常の近傍類似の農地取引価格)

## 3 農用地等の売渡相手方の要件

農用地等の売渡の相手方は、次に掲げるすべての要件を満たすことが必要です。

- (1) 売渡を受けた後の経営面積(農業生産法人の場合常時従事する構成員の世帯数で除した面積)
  - 新一般タイプ ... 「基準面積」以上(農業委員会のあつせん基準面積と同様)
  - 担い手支援 ... 「基準面積」以上(農業委員会のあつせん基準面積と同様)ただし、土地改良事業等と相まって売渡し、1割の面的集積要件の特例扱いとなる場合は「目標面積」以上
- (2) 主としてその農業経営に従事する16歳以上65歳未満の家族農業従事者(生産法人の場合は業務執行権を有する構成員の過半)がいること。  
ただし、経営者が65歳以上である場合、その後継者が現に農業に従事しているか、近く従事する見込みがあること。
- (3) 農業に従事する経営者であり、農業によって自立しようとする意欲と能力がある。
- (4) 農業経営の資本装備が適当な水準であること。

## 4 農用地等の借入

### (1) 借入期間

|                |            |
|----------------|------------|
| 農地法の場合(第3条の許可) | 10年以上の定期賃借 |
| 農業経営基盤強化促進法の場合 | 原則として3年以上  |

### (2) 借賃の前払い

6年以上10年までの借賃(小作料)の合計額の前払いができます。

## 5 農用地等の貸付相手方の要件

3の売渡相手方の要件と同じ

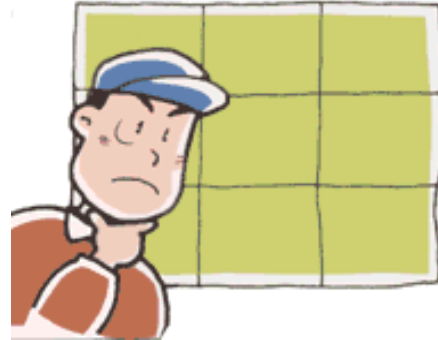
## 6 借賃及び貸賃(小作料)

農業委員会で定めている「標準小作料」に比準した額

# 各種農地保有合理化事業の詳細

## 農地売買等事業

### 新一般タイプ



#### 1 事業の内容

- (1) 売買事業 ..... 県農業公社が買い入れる資金は有利子（利率実勢 2.25%）  
これは農地買入者負担
- (2) 貸借事業 ..... 毎年賃借料を精算する毎年払い方式

#### 2 買入・借入の要件

実施の原則（11頁参照）と同じ

#### 3 売渡・貸付の相手方要件

権利取得後の農業経営面積が「基準面積」を超えること。

その他は、実施の原則（11頁参照）と同じ

#### 4 売渡価格等

売渡価格については、原則としてその取得価格に本事業の経費を加えた額（金利＋諸経費）

#### 基準面積とは？

それぞれの地域における営農類型毎に農業者の平均経営面積以上で、県農業公社が市町村・農業委員会の意見を聴いて定める面積のこと。

原則として各農業委員会が定める「農地移動適正化あっせん事業」の基準面積と一致。



## 1 担い手支援農地保有合理化事業とは？

水田農業など土地利用型農業を中心に、農地の効率的な利用を図り構造改革を加速化するため、面的集積(集団化・団地化)した形で意欲ある認定農業者等に提供することを目的として、県農業公社の中間保有と再配分の機能を活用して農地の貸付や売渡と併せて、農業生産法人へ農地や金銭の出資、農作業受託料金相当額資金の融資、簡易な基盤整備、農業用機械や施設のリースなどの事業をメニュー化して、担い手の支援を行う事業です。

## 2 本事業の特徴

本事業の資金は全て無利子です。

## 3 事業の実施地域

この事業の実施地域は、農業振興地域の農用地区域です。

ただし、農用地区域外であっても農用地区域内の農用地等と一体的に取り扱うことが必要な農業用施設用地、混牧林利用地、開発して農地とすることが適当な土地なども特認で認められます。

## 4 事業の対象者

この事業の対象者は、次のとおりです。

- (1) 認定農業者(農業生産法人を含む)
- (2) 特定農業法人
- (3) 特定農業団体
- (4) 認定就農者
- (5) 基本構想水準到達者
- (6) 適格団体(国、地方公共団体、農業協同組合、土地改良区)
- (7) 特例非適格者

いずれの方も、対象とする農用地等の所在する市町村の長を経由して提出いただく「事業参加申込書」について、実施する事業に応じて「担い手支援農地保有合理化事業推進協議会」(以下「推進協議会」という。)の意見又は審査委員会の審査を経て県農業公社が対象者として選定いたします。

### 認定就農者とは

「青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法」の第4条第1項の規定に基づき、新たに農業に就こうと希望している青年などが、営農計画を作成し県知事の認定を受けた個人もしくは農業生産法人のこと。

## 5 面的集積の要件

この事業を実施する際、効率的な土地利用を図るため、原則として認定農業者等の担い手が新たに権利を取得する農用地等と現に耕作を行っている農用地等(農作業を受託している農用地等を含みます。)が、効率的な農作業が展開できる程度のおおむね1 $\frac{1}{2}$ 以上の団地を形成することが求められております。

ただし、次の場合は面的集積要件が緩和されております。

土地改良事業等又は農地保有合理化担い手育成地域推進事業と相まって実施する場合

新規就農希望者や新たな分野の農業経営を始めようとする農業者の場合

花き栽培等の集約栽培を行う場合

中間農業地域や山間農業地域の場合

などおおむね1 $\frac{1}{2}$ 以上の団地を形成することが出来ない場合は、市町村及び農業委員会の意見を聴いて緩和されます。

### 【団地の範囲】(県農業公社の定めるガイドライン)

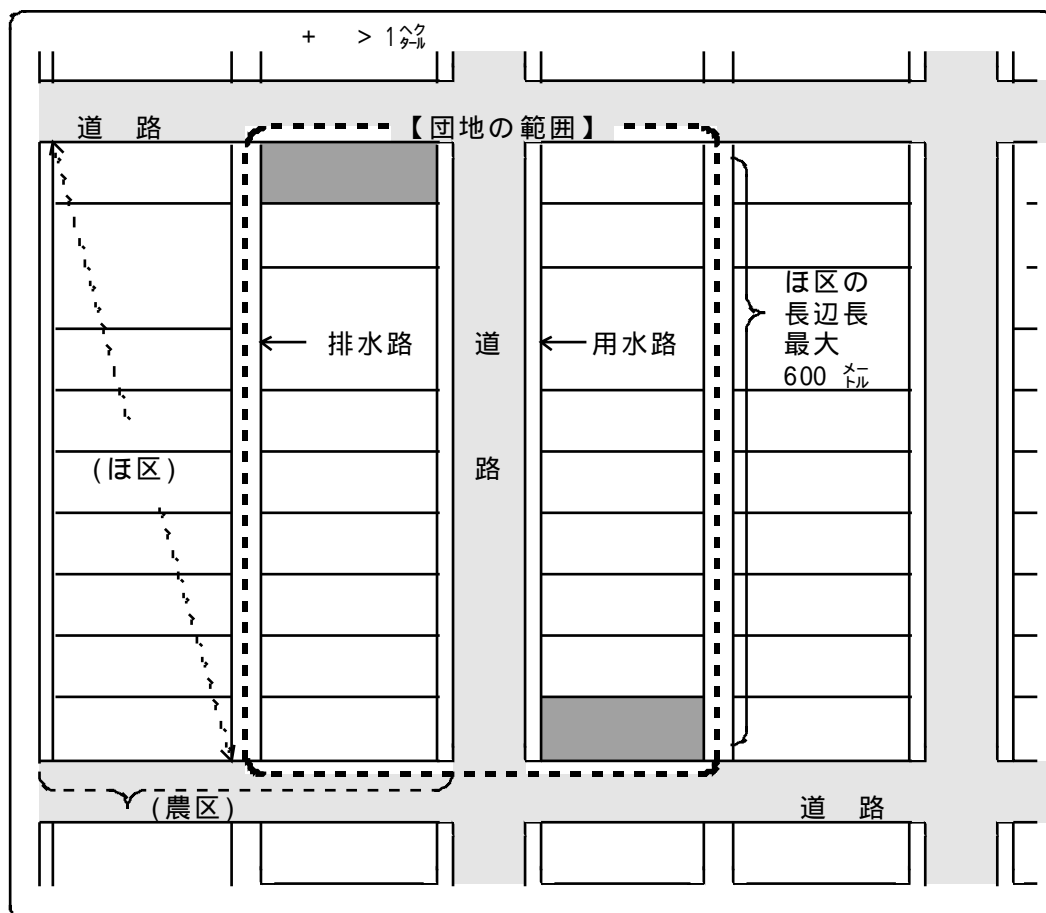
県農業公社では、県と協議し団地の範囲を次のように規定しました。

農道を挟む二つのほ区の範囲

上記に隣接する部分の範囲

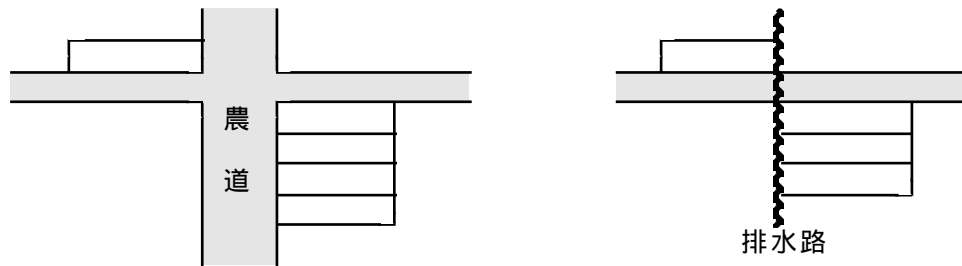
その他一連の作業を継続するに支障のないもの

その1 農道を挟む二つのほ区の範囲の例示



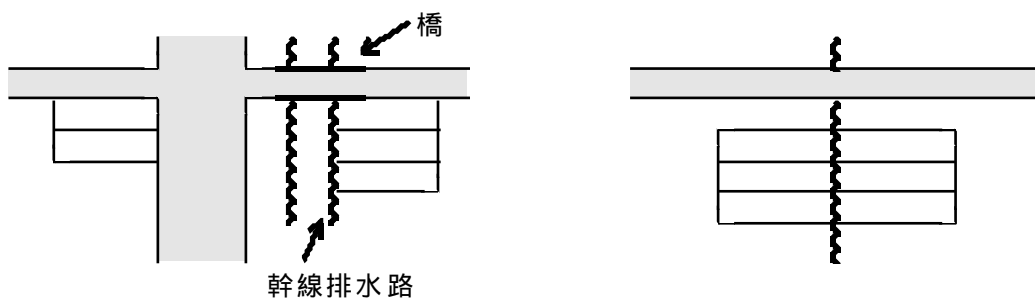
その2 その1に隣接する範囲の例示

[ 農道・排水路を挟んで対角線上に相互に位置するもの ]



[また次のような場合も条件によっては可]

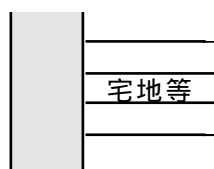
排水路で分断された場合



幹線排水路上を橋梁がかかっており  
横断できる場合

排水路上を仮設施設により横断が  
可能であることが説明できることが  
必要

宅地、温室用地、白畑(農振白地の畑)等を挟む場合



宅地等が耕作者の土地であって  
農業機械の運行に支障がない場合

「ほ区」とは？

一つの農区が小排水路によって分けられた場合、それぞれをほ区と称する。このように、ほ区とはその周囲を農道及び水路(小用水路及び小排水路)によって囲まれた区画のことである。ほ区は、稲作における水管理を適切に行い得る最大の区画である。

土地改良事業計画設計基準・計画 ほ場整備(水田) 基準の運用(構造改善局長通知)

## 農用地等貸付事業

### 1 借り入れる土地の要件

借り入れようとする農用地等は、優良な農用地等であること。

### 2 貸付の要件

貸付相手方の備えるべき要件は、市町村長を経由して提出された事業参加申込書の審査を経て相手方として選定され、実施の原則(11頁参照)に合致する65才未満の面的集積要件を満たす対象者(13頁)で、権利取得後の経営面積が「基準面積」を超えること。

ただし、貸付相手方が、新規就農希望者又は新たな分野の農業を始めようとする農業者の場合、花き栽培等の集約経営が行われる場合には基準面積以下の基準を定めることができます。

また、面的集積要件が緩和される土地改良事業等又は農地保有合理化担い手育成地域推進事業と相まって実施する場合は、それぞれの事業計画に沿ったものであることと同時に土地改良事業等の場合は次のいずれかに該当するものとされています。

#### (1) 個別経営体(農業者)

権利取得後の経営面積が「目標面積」に到達するか又はおおむね5年以内にその規模に到達すること。

#### (2) 農業生産法人

権利取得後常時従事する者がほぼ完全に就業出来る程度でかつ高能率な農業機械等が正常に稼働できるか又はおおむね5年以内にその程度になると見込まれること。

### 3 借入期間等

農用地等の借入にあたっては、その存続期間を6年以上とし、6年から10年までの賃借料を一括して前払いすることができます。

優良な農用地等とは次のいずれか

土地改良事業等の公共投資の対象となった農用地等又は近い将来対象となることが見込まれる農用地等

効率的な農作業が展開できる程度にまとまった農用地等

目標面積とは？

それぞれの市町村毎に、経営規模拡大の目標として、基本構想の経営指標を勘案して、県農業公社が市町村・農業委員会の意見を聴いて営農類型別に定める面積のこと。



## 即売り・一時貸付型

### 1 買い入れる土地の要件

買い入れようとする農用地等は、優良な農用地等であること。

### 2 本事業の特徴

一時貸付型の場合、農用地又は農業施設用地等を県農業公社が取得し、実施の原則に合致する対象者の経営が安定するまで、一定期間一時貸付(最長10年)を行った後に売り渡すことができます。

一時貸付をしないで、即売り渡すこともできます。



### 3 買入の要件

売渡等の相手方が現にいるか、近い将来確保することが確実であること。

### 4 買入価格

買い入れる価格は、近傍類似の農用地等の価格から見て適当な水準であるもの。

### 5 売渡の要件

売渡等相手方の備えるべき要件は、市町村長を経由して提出された事業参加申込書の審査を経て相手方として選定され、実施の原則(11頁参照)に合致する65才未満の面的要件を満たす対象者(13頁)で権利取得後の経営面積が「基準面積」を超えること。

ただし、売渡相手方が、新規就農希望者又は新たな分野の農業を始めようとする農業者の場合、花き栽培等の集約経営が行われる場合には基準面積以下の基準を定めることができます。

一時貸付型の場合、一時貸付期間終了時の対象者の年齢が65才を超える時は、後継者が現に農業に従事するか又は近く従事することが確実で後継者への売渡が確実に行われると認められることが必要です。

また、面的集積要件が緩和される土地改良事業等又は農地保有合理化担い手育成地域推進事業と相まって実施する場合は、土地改良事業の実施方針又はそれぞれの事業計画に沿ったものであることと同時に土地改良事業等の場合は次のいずれかに該当するものであることが必要です。

#### (1) 個別経営体(農業者)

権利取得後の経営面積が「目標面積」に到達するか又はおおむね5年以内に

その規模に到達すること。

(2) 農業生産法人

権利取得後常時従事する者がほぼ完全に就業出来る程度でかつ高能率な農業機械等が正常に稼働できるか又はおおむね5年以内にその程度になると見込まれること。

6 一時貸付

農業経営体の育成と経営の定着発展を図るため、貸付終了後買い入れることを条件として一時貸付を行います。

- (1) 一時貸付の期間は最大10年です。
- (2) 止むを得ない事情がある場合、県知事の承認を受け、1回に限り一時貸付の延長ができます。
- (3) 一時貸付は賃貸借で実施し、貸付期間中の貸付料については、買入対価借入金の元本償還等に充当します。

7 売渡価格等

売渡価格については、原則としてその取得価格に本事業の経費を加えた額（諸経費＋土地改良賦課金等）を基準にして、その農地の生産力等を勘案した額となります。

## 分割払い型

1 基本的な要件

前述の即売り・一時貸付型と同様です。

2 分割払いの要件

- (1) 次の内容を定めた書面による不動産割賦売買契約を県農業公社と締結する。  
物件の詳細、代金、支払方法、引渡の時期、公租公課、使用収益権、処分制限、所有権移転の時期、契約解除条件、危険負担、損害賠償、連帯保証人及びその他必要事項。
- (2) 割賦期間は2年以上10年以内であること。
- (3) 農地売買円滑化事業の対象にはなりません。

### 農地売買円滑化事業(平成13年度創設)のあらまし。

農地価格の下地域域において農地売買等事業を円滑に推進するため、県農業公社が担い手支援農地保有合理化事業により買い入れた農用地を一定期間貸付した後売渡す際に、買入価額と売渡価額とに差額が生じた場合、全国農地保有合理化協会がその差損の一部を助成する事業です。

助成の基準 価格差損が買入価格の10%以上であること(年度累計)

助成の要件 一時貸付期間の賃借料を準備金として積み立てること

## 農業生産法人出資事業

地域農業の担い手となる農業生産法人に対し、県農業公社が保有する農用地等の現物出資と併せて金銭の出資を行い、出資に伴い付与される持ち分若しくは株式を計画的に他の構成員に譲渡することで、農業生産法人の経営基盤を確立しようとする事業です。

### 1 事業の内容

#### (1) 現物出資

県農業公社が、農業生産法人に対する現物出資のため農地売買等事業により買入れた農用地等を現物出資いたします。

#### (2) 金銭出資

農地売買等事業、農地売渡信託等事業及び農地貸付信託事業により貸し付け、交換、若しくは売渡又は(1)の現物出資に係る農用地等の集積により実現した規模拡大の結果、その経営発展に必要な資本装備の増強のための資金を出資します。

### 2 対象となる農業生産法人

この事業の対象となる農業生産法人は、面的集積要件の他に次の三つの要件を満たす法人で、対象となる農用地等の所在する市町村の長を経由して提出された事業参加申込書について、審査委員会の審査を経て相手方として選定された法人です。

- (1) 農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する農業経営改善計画について、市町村長の認定を受けた法人又は特定農業法人であること。
- (2) 農事組合法人又は株式会社(公開会社(会社法第2条第5号)でないものに限る)であること。
- (3) 県農業公社からの出資について定款に記載されること及び出資に伴い検査役の調査等を受けることが必要な場合にあっては、当該調査を受けること。

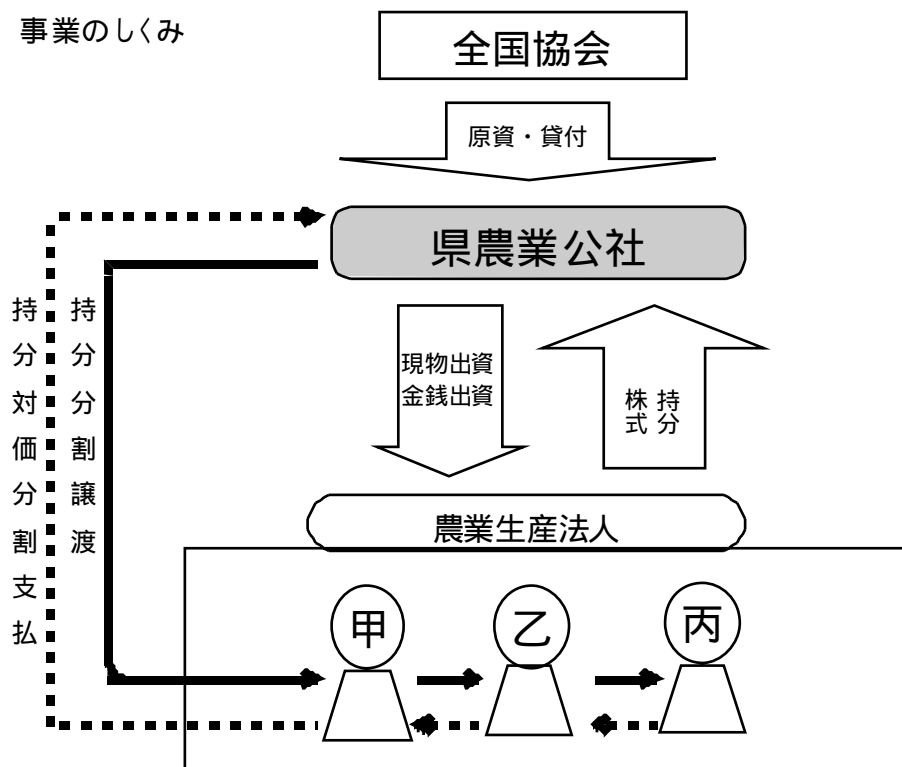
### 3 持分又は株式の取得及び譲渡

- (1) 県農業公社は、法令及び出資を受ける法人の定款に定めるところに従い、持分又は株式を取得します。

この持分又は株式には、出資法人に対する余剰配当請求権、脱退に伴う持分払戻請求権若しくは株式払戻請求権又は出資対象法人の解散に伴う清算後の配分財産請求権等の権利一切が包括されているものでなければなりません。

- (2) 上記により県農業公社が取得した持分又は株式により得られる議決権は、総議決権の2分の1以内に制限されています。
- (3) 県農業公社は、取得した持分又は株式のすべてを、当該法人の他の構成員に対し、分割して譲渡し、出資により取得した持分又は株式に相当する金額を回収します。
- (4) 県農業公社は、上記の持分又は株式の譲渡を行うため出資に際して、当該法人の構成員と持分譲渡契約又は株式譲渡契約を締結します。
- (5) 上記の譲渡期間は、据え置き5年を含めて15年以内です。

#### 4 事業のしくみ



### 農作業受託促進事業

農作業受託による実質的な規模拡大を促進するため、農作業の受託料に相当する無利子の資金(農作業受託料一括貸付資金)を融資する事業です。

#### 1 資金貸付の対象者

面的集積要件を満たす対象者(ただし、適格団体と特例非適格者を除く。13頁)であって、つぎの二つの要件を満たす者です。

(1) 農用地等の所在する市町村の長を経由して、次の内容を記載した「事業資金導入計画書」を添付した事業参加申込書を提出し、対象者として選定されること。

農作業受託の内容

資金借入の内容

経営規模の目標

経営収支の現状と目標

耕作地等の集積状況

(2) 農作業を受託する農用地において同一生産工程における基幹的農作業のうち3種類以上について、3年以上の受委託契約が文書で締結されていること。

#### 2 資金貸付の条件

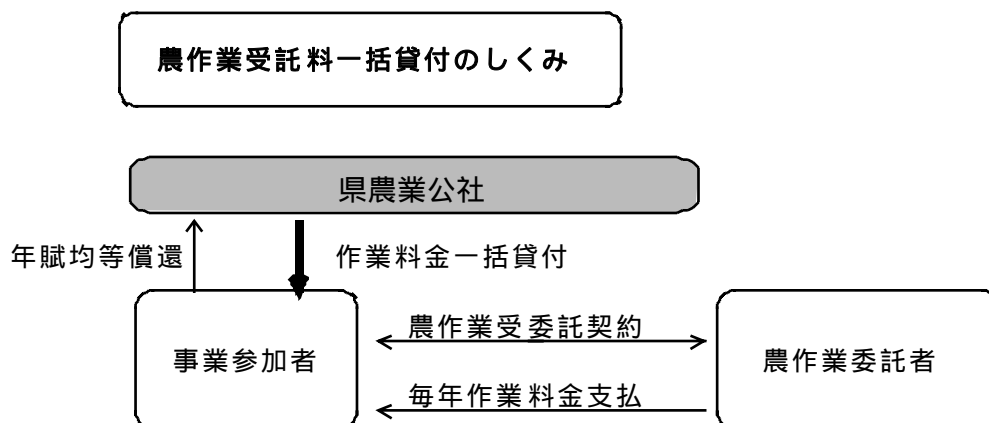
(1) 利率 無利子

- (2) 貸付金額 受委託契約の期間に応じて当該契約の受託料相当額の5年分以内  
(融資対象には基幹的農作業以外も含まれます。)
- (3) 償還期限 受委託契約の期間に応じて5年以内。
- (4) 償還方法 年賦均等償還
- (5) 資金使途 受託者の規模拡大に伴う農業用機械の更新、施設の整備、農業経営に必要な運転資金など。
- (6) 担保保証 連帯保証人が必要です。

### 3 基幹的農作業とは？

- (1) 水稻の場合 「耕起・代かき」、「田植え」、「刈取・脱穀」
- (2) 麦・大豆の場合 「耕起・整地」、「は種」、「収穫」

なお、品目横断的経営安定対策の対象となる「特定農作業受委託契約」については、委託される農作業の種類や金額が把握できないことから、当該事業の対象になりません。



### 簡易な土地基盤整備事業

前述の4つの事業(貸付、売渡、法人出資、農作業受託)の実施と併せて、新たに集積する農用地等を効率的に活用するために必要な簡易な基盤整備を、県農業公社が自ら実施するか又は実施に要する無利子資金を融資する事業です。

#### 1 事業の実施方式

- (1) 県農業公社が自ら整備事業を実施する場合  
整備に要した費用は、農用地等の集積を受けた農業者等が負担して県農業公社に支払ます。
- (2) 簡易な基盤整備事業に要する資金を融資する場合  
融資を受けた資金は、農用地等の集積を受けた農業者等が県農業公社に返済します。

#### 2 整備の対象となる農用地等

前述の4つの事業により新たに借入若しくは買入(農業生産法人への現物出資を含む)又

は農作業の受託をした農用地です。

(既存の経営地等は対象になりません。)

### 3 対象となる整備工事の工種

整備事業の対象となる工種については、原則としてその費用が受益農地の平均的な純収益に工種の耐用年数を乗じて得た額の範囲内において賄える簡易なもので、次の表に掲げるものです。

| 工 種    | 内 容                               |
|--------|-----------------------------------|
| 障害物の除去 | 耕作に支障となる木竹の抜根、石礫の除去等              |
| 深 耕    | 作物を栽培する上で必要な作土深の確保                |
| 整 地    | 切土、盛土、均平、畦畔の補修等                   |
| 客 土    | 搬入客土、反転客土                         |
| 暗きょ排水  | 集水暗きょ、弾丸暗きょ等簡易な暗きょの設置等            |
| かんがい排水 | 末端の農業用排水路の改良、補修、しゅんせつ             |
| 農道の整備  | 農業用末端耕作道(有効幅員3メートル以下のものに限る)の改良、補修 |
| 有機物の投入 | 堆きゅう肥、作物残さ等の有機物の投入                |
| その他    | からに準ずるものであって、農用地等の利用に<br>当たり必要なもの |

### 4 事業の要件

- (1) 本事業を実施するに当たっては、推進協議会の意見を聞かなければなりません。
- (2) 事業費用若しくは融資資金は無利子ですが、5年以内一括償還又は年賦償還していただきます。
- (3) 事業実施に当たっては、当該農用地等の所有者から土地の形質変更等につき書面による同意が必要です。
- (4) 整備事業の実施期限は、農用地等の集積後1年以内です。
- (5) 整備事業の実施に当たっては、保証人が必要です。

## 農業用機械・施設導入事業

前述の4つの事業(貸付、売渡、法人出資、農作業受託)の実施と併せて、新たに利用集積する農用地等について、その農業経営発展のために行う農業用機械・施設のリース又はそれら機械・施設を取得するための資金を融資する事業です。

### 1. 事業の実施方式

#### (1) 県農業公社がリースする場合

県農業公社と機械導入事業参加者との間で、リースの目的、期間、リース料、リース料の納入期限や方法、目的外使用の禁止などの事項を定めたリース契約を締結します。

リース期間は5年以内です。

リース料は原則として、 $(\text{取得価格} - \text{残存価格}) \div \text{リース期間} + \text{諸経費}$  です。

(2) 購入に要する資金を融資する場合

機械導入事業参加者と農業用機械・施設の製造業者又は販売店等と文書による売買契約を締結します。

融資資金の金利は無利子です。

償還方法は、5年以内の均等年賦償還です。

融資額は、購入に必要な資金範囲です。

保証人が必要です。

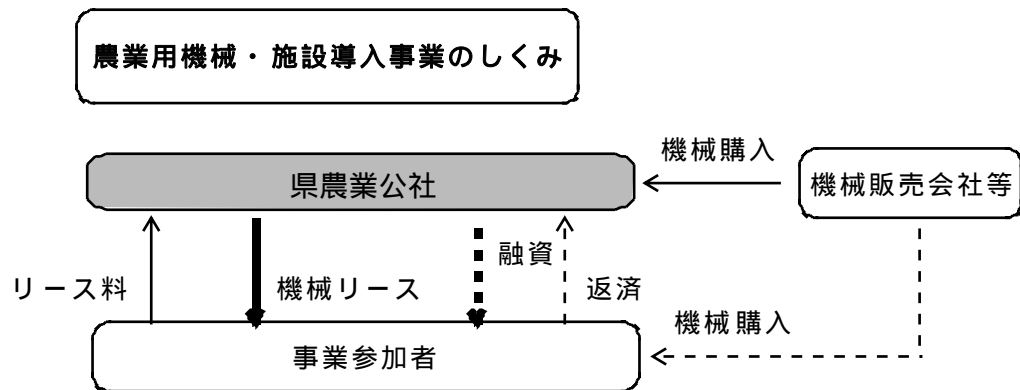
2 対象となる農業用機械・施設

原則として、新たに借入、買入又は新たな農作業を受託した農用地等において、その経営に必要となる農業用機械や施設であり、権利取得後の経営面積(農作業受託を含む)に対して規模及び性能が適切であるもので、次の要件を満たすものです。

- (1) 対象となる機械・施設は、新品・中古を問いません。
- (2) 新たに集積することとなる農用地及び既存の経営地で使用するものです。
- (3) 福島県が定める高性能農業機械の導入計画の基準をおおむね満たすことが必要です。

3 事業の要件

- (1) 本事業を実施するに当たっては、推進協議会の意見を聞かなければなりません。
- (2) 原則として、リースや融資の時期は、農用地等の集積と同一年度に行うこと。
- (3) 事業参加者は、毎年度導入した農業用機械・施設により行った作業の種類、稼働日数、稼働面積等を記録した帳簿を作成保管し、その内容を県農業公社に報告しなければなりません。



市町村段階の合理化法人への支援

これら担い手支援農地保有合理化事業の内容は、すべて市町村段階の合理化法人においても実施することができます。この場合、県農業公社は各事業の実施に必要な資金を全国農地保有合理化協会から無利子で借入れ、市町村段階の合理化法人に転貸融資を行うことで当該事業の推進を支援します。

## 1 農地貸借円滑化事業とは？

近年、小作料が下落傾向にある中で、賃借料の一括前払額と契約期間中の標準小作料との乖離が大きくなり、地域農業の担い手となる認定農業者等への農地利用集積の主体である賃貸借の推進に支障となる事態となっております。

このため、このような状況を改善し農地の賃貸借を円滑に行うため、前払額と徴収額との差額の一部を全国農地保有合理化協会が助成することで、担い手に対して面的に団地化した形での農地利用の集積を促進する事業です。

## 2 事業の内容

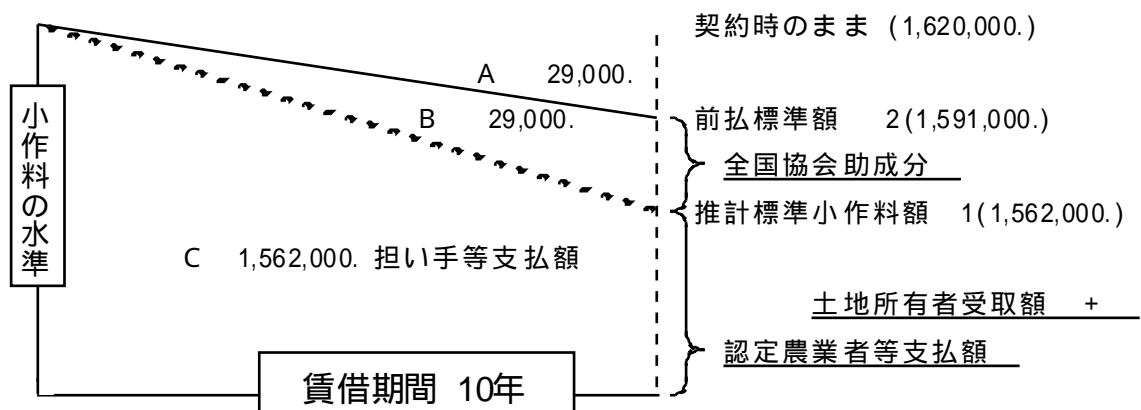
県農業公社が、賃借料の一括前払をした場合に、当該貸付者から徴収した賃借料と前払額(前払のための標準額を基に農用地等の所有者と協議して定めた額)との差額について、全国農地保有合理化協会がその差額の一部を助成します。

## 3 事業の要件

- (1) 担い手支援農地保有合理化事業(16頁)により借入、貸付た農用地等であること。
- (2) 県農業公社が借り入れる場合には、賃貸人と前述の前払額についての協議を行い、賃貸借の契約期間において賃借料を増額しない旨の特約をすること。
- (3) 契約する賃借料は、農業委員会が定める標準小作料を勘案した額であり、標準小作料の改定があった場合の翌年度以降の賃借料の額については、標準小作料の改定率を勘案して貸借の当事者の協議を調えた上で改訂すること。

## 4 事業のイメージ

賃料10a当たり16,200.円の農用地等を10年間借り入れし賃借料の一括前払いする場合



- 1 推計標準小作料とは、10年前から現在まで改訂された標準小作料の額を基に、対数近似の係数を求め算定した契約期間最終年までの各年の推計額の合計です。
- 2 前払標準額とは、推計標準小作料額と一括前払時の標準小作料前払額との差額の2分の1と推計標準小作料を合計し前払時まで国債の利率で割り戻した額。

# 農地継承円滑化事業

## 1 農地継承円滑化事業とは？

当面受け手のない優良な農地について、県農業公社が持つ農地の中間保有と再配分機能を活用して、有効活用しながら良好な状態で担い手農業者に円滑に継承する事業です。

## 2 対象となる農地

農地売買等事業により県農業公社が借り受けた農地

農地売買等事業により県農業公社が買い入れた農地で、担い手への売渡が促進されるもの

農地信託等事業により信託を引き受けた農地のうち当面受け手がいないことにより地力の低下等が懸念される農地

上記の3つのいずれかにより県農業公社が仲介する農用地区域内にある農地であって、次のいずれかに該当する優良な農地。

土地改良事業等の公共投資の対象となった農地

集団的に存在する農地

生産団地の形成等特に農業上の利用を確保する必要があると認められる農地

## 3 事業の内容

対象農地を良好な状態で担い手に集積するため、担い手へ引き渡すまでの間に行う次の事業。

### (1) 農地の継承管理事業

緑肥作物等の栽培等による管理耕作

特産農産物普及のための試験栽培

農業後継者、新規就農者等のための実践研究用地としての活用

### (2) 簡易な土地基盤の整備事業

対象農地の適正管理のため最小限必要な次の簡易な整備事業

| 工 種    | 内 容  |
|--------|--|
| 障害物の除去 | 耕作に支障となる木竹の抜根、石礫の除去等                                       |
| 深 耕    | 作物を栽培する上で必要な作土深の確保   |
| 整 地    | 切土、盛土、均平、畦畔の補修・除去等   |
| 客 土    | 搬入客土、反転客土  |
| 暗きょ排水  | 集水暗きょ、弾丸暗きょ等簡易な暗きょの設置等                                     |
| かんがい排水 | 末端の農業用排水路の改良、補修、しゅんせつ                                      |
| 農道の整備  | 農業用末端耕作道（有効幅員3メートル以下のものに限る）の改良、補修                          |
| 有機物の投入 | 堆きゅう肥、作物残さ等の有機物の投入   |
| その他    | からに準ずるものであって、当該実施地区の特性に即した農地適正な維持管理の上で必要であり、かつ補助事業として適切なもの |

#### 4 助成対象の経費

##### (1) 農地の継承管理事業

農地の維持管理に要する以下の経費

種苗代、薬剤費、肥料費、光熱動力費、農業用施設・機械の借入料、その他資材費、雇用労賃等及び農作業の委託費

(農地の賃借料や土地代金は対象となりません。)

##### (2) 簡易な土地基盤整備に要する経費

前頁の表の整備費

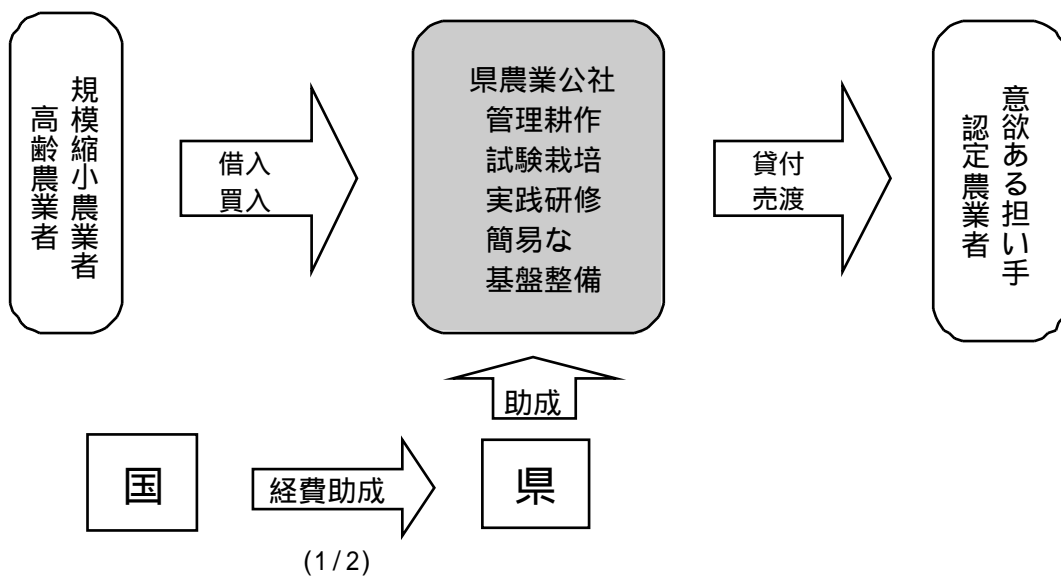
#### 5 助成額

助成対象経費の2分の1以内

#### 6 助成期間

経費の助成が受けられる期間は、同一の農地について2年以内です。

#### 7 事業のしくみ



1 事業の内容

農地売買等事業を活用して農業経営の規模の拡大をはかる農業者の経営の定着と発展のために、規模拡大により必要となる農業機械や施設を貸し付ける事業です。

2 貸付相手方の要件

- (1) 認定農業者又は認定就農者
- (2) 農地売買等事業又は担い手支援農地保有合理化事業によって県農業公社より、おおむね基準面積の過半以上の農用地等を新たに買い入れるか、買い入れることを前提に一時貸付を受けるか又は6年以上の利用権（賃借権）の設定を受ける者
- (3) 権利取得後の経営面積が、認定農業者は「目標面積」、認定就農者は「基準面積」を超えること。
- (4) 新たに権利を取得する農用地等と現に耕作を行っている農用地等が、おおむね1/2以上の団地（14頁）を形成すること。

3 農業機械・施設等の要件

- (1) 農業機械・施設の借入料の水準や条件が妥当であること。
- (2) 原則としてリース会社等が購入した新品のものであること。
- (3) リースする機械・施設が、権利取得後の経営面積に対してその規模、性能が適切なものであること。（福島県特定高性能農業機械導入計画の利用下限面積以上）
- (4) リースする機械・施設が、県農業公社より取得した農用地で使用されること。

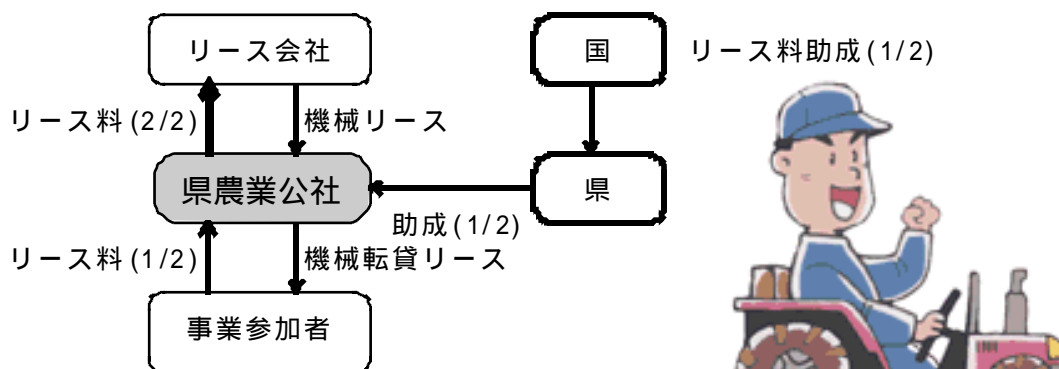
4 リース料

$$\text{リース料} = \frac{\text{会社の負担額（リース会社からの借り上げ価格・転貸期間中の諸経費）} - \text{転貸期間中の補助金相当額}}{\text{農業機械等の転貸期間}}$$

（基本的にリース料補助は1/2以内で固定です。）

5 リース（助成）期間 リース開始から5年以内

6 事業のしくみ



## 農地売渡信託等事業

### 1 農地売渡信託等事業とは？

農地価格の下落等により売買差損が発生するため、農地売買等事業では対応しにくい地域等において、農地売買等事業を補完し、離農農業者、規模縮小農業者が保有する優良農地を担い手に再配分するため、県農業公社が農用地の売渡信託の引き受けと併せて委託者に対して無利子資金の貸し付けを行う事業です。

### 2 信託の対象土地

農用地区域内の農地及び採草放牧地で、地上権、永小作権、質権、使用貸借権による権利、賃借権若しくはそのほかの使用及び収益を目的とする権利が設定されていないものであって、次に定める基準（第1種農地）に適合するものです。

- (1) 農業生産力の高い農地
- (2) 土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地及び採草放牧地
- (3) 県農業公社が定めた「基準面積」以上の農地又はおおむね20haの団地を形成している農地の一部となっている農地

### 3 事業の実施地域

事業実施地域は、次のいずれかにより価格が下落していると認められる地域です。

- (1) 農用地の取引価格が、おおむね過去3年間平均して下落傾向にある地域
- (2) おおむね過去3年間の小作料の下落率が、県平均の下落率より大きい地域
- (3) おおむね過去3年間、農用地の取引価格（評価額）が低下していると農業委員会等が認める地域

### 4 信託の引き受け

#### (1) 信託契約

信託の引き受けにあたっては、信託の目的となる財産について調査し、申込内容を審査した上で信託契約を締結します。

#### (2) 信託財産の評価額

信託財産の評価額は、信託財産の土地の種類及び農業上の利用目的ごとに、近傍の通常取引価格に比準して算定される額を基礎とし、その生産力等を勘案して算定します。

#### (3) 信託財産の売渡

農地売買等事業に準じて、農業経営の規模拡大、農地の集団化等に資するよう売渡します。

#### (4) 信託期間等

売渡信託の期間は、5年以内とする。ただし別に定める場合には再度引き受けを行うことができます。

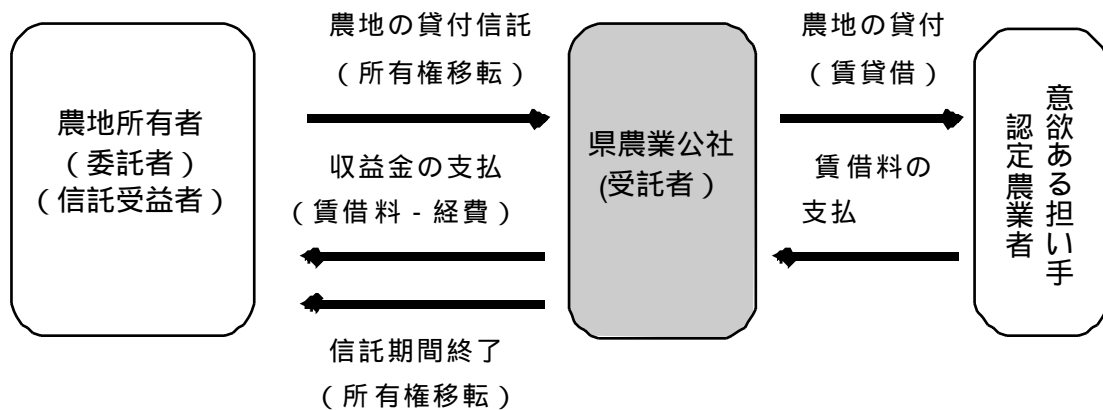


## 農地貸付信託事業

### 1 農地貸付信託事業とは

農用地の貸付により運用することを目的とする信託（貸付運用信託）について、県農業公社が引き受け、信託財産である土地の所有権を一旦取得して、認定農業者等の意欲ある担い手へその農用地の利用を集積することで、優良農地の有効活用を図るとともに不在村土地所有者のニーズにも応える事業です。

### 2 事業のしくみ



### 3 受託者(県農業公社)が行う運用管理

- (1) 当該農地の貸付
- (2) 水利費や基盤整備の負担金の精算
- (3) 賃借料の徴収

### 4 事業創設の背景

- (1) 農業従事者の主力を占める昭和ひと桁世代の農業からの引退が本格化して来ており、これら世代から農地を引き継ぐ都市住民等の不在村農地所有者が増加し、今後もその傾向が加速すると見込まれること。
- (2) このような不在村農地所有者は、当該農地を貸付により運用したいとの希望があるもの、地元との結びつきが弱く耕作が放棄される事態も発生していること。
- (3) このような状況に対応するため、県農業公社など農地保有合理化法人が、貸付の方法による信託を引き受け、意欲ある認定農業者へその農地の利用を集積することで、耕作放棄を防止し優良農地の有効利用を図るとともに、不在村農地所有者の期待に応えようとこの事業が創設されました。

## 農業生産法人出資育成事業

### 1 農業生産法人出資育成事業とは？

農業生産法人の自己資本の充実と経営規模の拡大を図るため、県農業公社が農業生産法人に対して農用地等を現物出資（所有権移転）し、その現物出資にともない付与される持ち分又は株式のすべてを、当該農業生産法人の他の構成員に計画的に譲渡する事業です。

### 2 出資する土地

県農業公社が出資する土地は、農地売買等事業により買い入れた農地、採草放牧地、混牧林利用地、農業用施設用地等。

### 3 現物出資の対象となる農業生産法人

- (1) 農業経営改善計画の認定を受けた農業生産法人
- (2) 県農業公社から現物出資を受けることについて、定款に記載されることが確実な法人

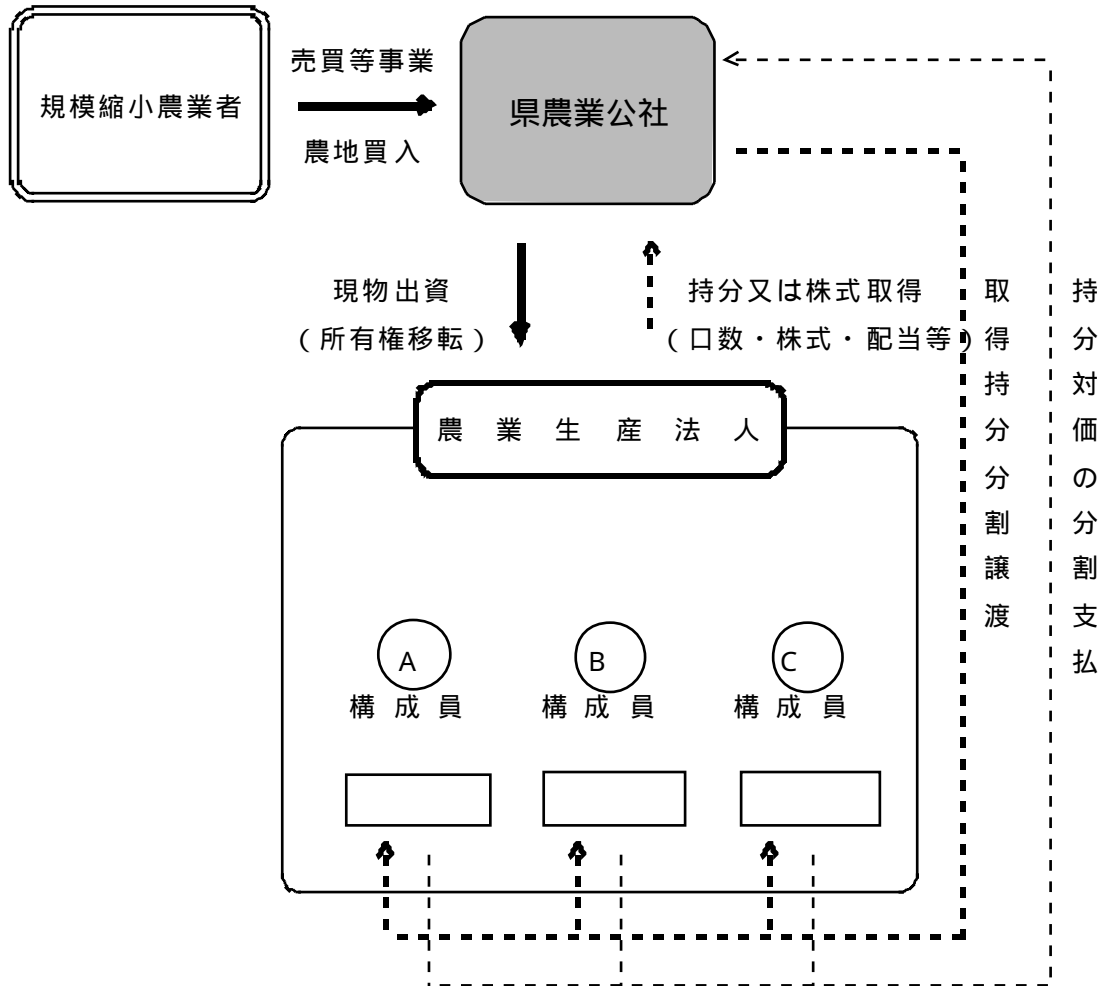
### 4 現物出資の方法

県農業公社は、本事業による現物出資を受けようとする農業生産法人から出資の申込みがあった場合、別に定める基準に従いこれを相当と認めたときは、当該農業生産法人と出資契約を締結し、農用地の現物出資（所有権移転）をします。

### 5 持分又は株式の取得及び譲渡

- (1) 県農業公社は、法令及び現物出資を受ける農業生産法人の定款に定めるところに従い、出資農用地等の評価額に相当する持分又は株式を取得します。
- (2) (1)により県農業公社が取得した持分又は株式により得られる議決権は、出資後の農業生産法人の社員又は株主が有する総議決権の2分の1以内に制限されています。
- (3) 県農業公社は、取得した持分又は株式を当該農業生産法人の構成員に対して分割して譲渡し、出資により取得した持分又は株式に相当する額を回収します。
- (4) 県農業公社は、(3)の持分又は株式の譲渡を行うため出資契約の締結に際して、当該構成員と持分譲渡契約を締結します。
- (5) 出資期間は25年以内です。

農業生産法人出資育成事業のしくみ



「農業生産法人」とは

農地法に規定されている名称で、農地等を利用した農業経営を行うため農地や採草放牧地の所有権や使用収益権を取得することができる法人のことです。

その法人形態には、農事組合法人、株式会社(公開会社でないものに限る)、合名会社、合資会社、合同会社(LLC)の5つの形態があり、農地法第2条により

事業要件(農業と農業に関連する事業及び付帯事業に限られる)

構成員要件(農地の提供者、常時従事者、県公社及び農協等)

経営責任者要件(役員の過半は常時従事する構成員)

の3要件を備えていなければならないとされています。

## 特定法人貸付事業

### 1 特定法人貸付事業とは？

法人に対する耕作目的の権利移動は、農地法上農業生産法人に限り認められています。

ただし、構造改革特別区域法に基づき農地法の特例措置が講じられ、農地の遊休化が深刻な地域において農地の有効利用などを図る観点から、市町村・農地保有合理化法人による農業生産法人以外の法人（特定法人）に対する農地の貸付は実施されています。

今回の農業経営基盤強化促進法の一部改正では、農業経営を営む者の不足により農地の相当部分が遊休化しているような地域においては、特定法人貸付事業として特区法に基づく措置の全国展開ができるようになりました。

### 2 実施地域

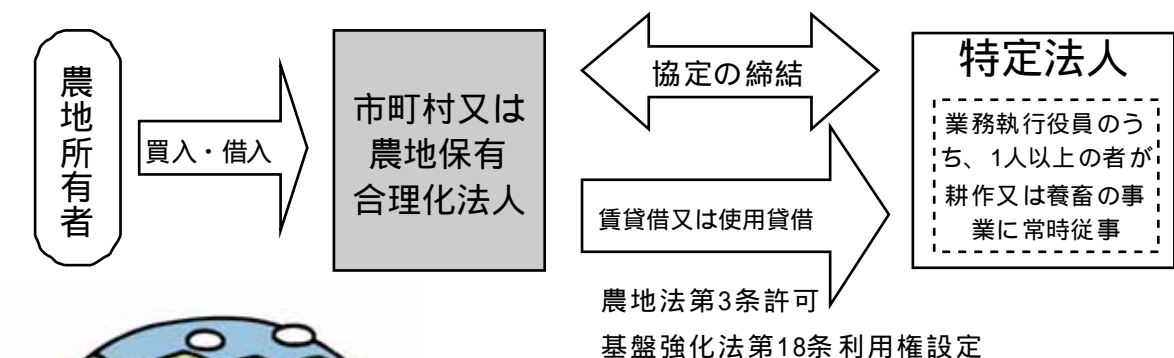
特定法人貸付事業が実施できる地域は、既存の農業経営によっては農地の活用が図られていない地域で、遊休地又は遊休農地となるおそれがある農地のうち農業上の利用の増進を図る必要があるものが相当数存在する地域として市町村の基本構想に位置付けられた地域です。

### 3 事業の内容

(1) 基本構想に「特定法人貸付事業」を規定する。

(2) 市町村又は農地保有合理化法人が、特定法人（農業生産法人以外の法人）へ農地等を貸し付けます。

### 4 事業のしくみ



## 1 担い手育成地域推進事業とは？

地域水田農業ビジョンの目標を実現するため、集落などの一定地域を対象として、農地保有合理化法人がその機能を最大限に発揮し、水田農業の意欲有る担い手へ、集中的・総合的に農用地の利用を集積する事業です。

## 2 事業の実施地区

次の要件を満たす地域で、適格団体等からの申し出に基づき、県農業公社が市町村長の承諾を受け申請し県知事の指定を受けた地区。

- (1) 地域水田農業ビジョンが策定されていること。
- (2) 地区内に担い手集積ゾーンを設定し、当該ゾーン内において担い手に対する農用地利用の集積が促進されると見込まれること。
- (3) 土地改良事業による基盤整備等が実施中であるか又は終了していること。

## 3 集積の対象となる担い手

- (1) 認定農業者
- (2) 特定農業法人(平成19年度新規)
- (3) 認定就農者
- (4) 基本構想水準到達者

いずれの場合も、農業生産法人を含みますが、特定農業団体や生産組織は対象となりません。

## 4 事業の内容

### (1) 調査及び分析の実施

地域水田農業ビジョンに定められた担い手へ農用地等を円滑に集積するために必要な調査を行い、その結果を分析し、合意形成のための話し合いを進めるための課題としていろいろな情報を地域に提供します。

### (2) 担い手地域推進プランの策定

地域水田農業ビジョンを実現するために、地域の話し合いに基づき、

担い手への農用地集積の目標

担い手集積ゾーンの設定

集積実現のための利用調整支援活動

などについて調整し、具体的な実施方針や年度ごとの実施状況等を取りまとめた「担い手育成地域推進プラン」を策定します。

### (3) 調整活動等

担い手地域推進プランに基づき、農地保有合理化法人の有する再配分機能を活用して、農用地の売買、貸借及び農作業の受委託を総合的に調整し、担い手への農用

地利用の集積や集団化を促進する活動を実施します。

## 5 担い手地域推進事業の目的達成のため支援事業

当該事業では、地域での土地利用の話し合いを促進して、生産性の高い低コスト営農を実現させるために、簡易な土地基盤の整備や農業用機械・施設の整備など、担い手育成地域推進事業と併せて取り組むことができるようになっていきます。

### (1) 簡易な土地基盤整備事業

担い手地域推進プランに即した担い手に対する農用地の利用集積・集団化を促進するため必要な整備であって、整備事業の対象となる工種については、その費用が受益農地の平均的な純収益に工種の耐用年数を乗じて得た額の範囲内において賄える簡易なもので、具体的な工種とその内容は前述の「農地継承円滑化事業」(25頁)の表と同様です。

### (2) 農業用機械又は農業用施設の整備事業(リース事業)

#### 整備事業の具体的手法

担い手地域推進プランに即して行う農用地の利用集積を促進するために必要な農業用機械又は農業用施設の整備で、県農業公社の借上げによるものとなっており、その賃料は、借上げる農業用機械等の残存価格、農業機械銀行による賃貸借等当該地域において一般的に実施されているものの料金等を勘案して適正に定めることとされており、

当該農業用機械等は、その規模、性能が適切なものであることが必要です。

#### 貸付相手方の要件

担い手地域推進プランに即して農用地の所有権移転、利用権の設定又は農作業の委託を受けた担い手(認定農業者、認定就農者、基本構想水準到達者)です。

農作業受託の場合、水稲の作業については、耕起又は代かき、田植え、収穫の3作業全て、その他の作目については、主な基幹作業を受託することが必要です。

### (3) 農地管理システムの整備事業

担い手へ農用地の利用集積・集団化を円滑かつ効率的に行うため、農用地、担い手及び調査結果等の情報をコンピュータ処理するための整備費又は地図を活用して農用地の利用計画や利用権及び農作業受委託の調整を行うための地図情報のシステム整備費の助成を受けることができます。

## 6 農作業受委託を促進するための事業(平成19年度創設)

### (1) 農作業の受委託を促進する事業

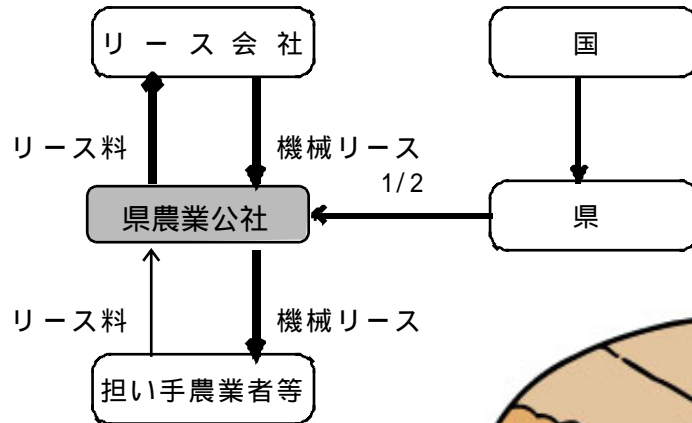
農作業の受委託が円滑に行われるよう県農業公社が、農作業受委託のあっせんや調整又は自ら農作業の委託を受けて意欲ある担い手等へ再委託を行います。

### (2) 農作業受託料相当額の農業改良資金の貸し付けに対する支援事業

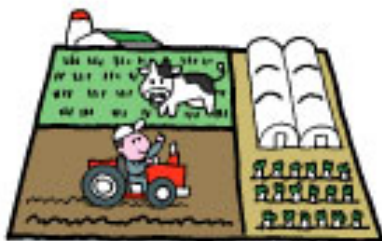
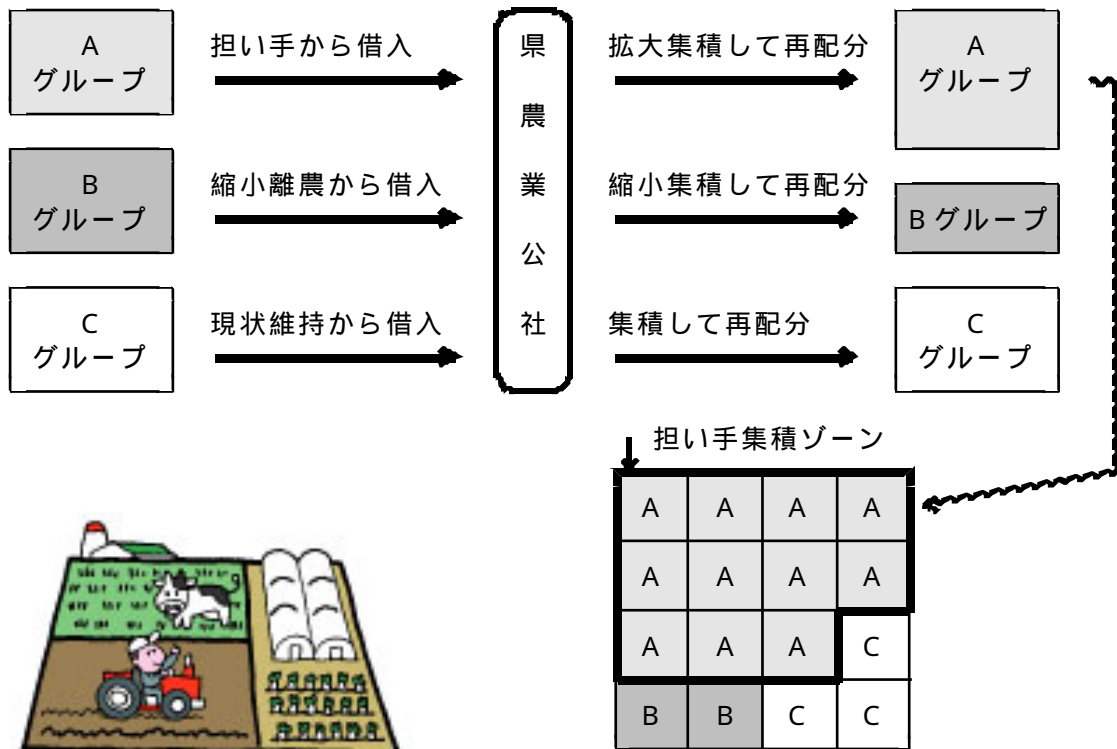
基幹的農作業を一定面積以上新たに受託した担い手等に対し、平成16年度に農業改良資金において受託料相当額の資金を貸し付ける事業が創設されたことから、それら融資が円滑に行えるよう県農業公社が借入申込みに関し必要な助言指導を行い、当該資金の融資を希望する場合は、所轄する農業普及所への連絡調整を行います。

「農業用機械等の整備事業」の補助のしくみ

農業用機械等の整備事業についての補助の仕組みについては、次のようになります。



担い手育成地域推進事業のしくみ







# 事業の推進体制

